

令和 7 年度三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 1 7 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の省エネルギー設備の普及及び地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー・食品価格等の高騰の影響を受けている生活者等の支援を目的として、市内の店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）において省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫への買い換えを行う者に対し、家庭用省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等交付規則（昭和 5 3 年規則第 8 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネエアコン エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成 1 8 年経済産業省告示第 2 5 8 号。）1－3（1）の規定による統一省エネラベルの多段階評価点（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（令和 4 年経済産業省告示第 1 6 2 号）による改正後の多段階評価方法によるもの（以下、「多段階評価点」という。））が 3. 0 以上であるエアコンディショナーをいう。

(2) 省エネ冷蔵庫 多段階評価点が 3. 0 以上である電気冷蔵庫（電気冷凍庫を含む。）をいう。

(補助対象機器等)

第 3 条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）、補助要件及び補助金の額は別表第一のとおりとする。

2 補助対象機器の台数は、1 世帯当たり省エネエアコンまたは省エネ冷蔵庫いずれか 1 台までとする。

3 店舗等併用住宅については、居住用部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上を占めるものに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、税抜き10万円以上の補助対象機器の購入費用（クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額を除く。）とする。

(補助対象者)

第5条 補助を申請（請求）する者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 補助金の申請日時点において市内に住所を有していること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者の世帯に属する全ての者が、市税等（市民税及び県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、国民健康保険税並びに延滞金をいう。以下同じ。）を完納していること。
- (3) 補助対象機器を購入し、かつ、補助対象者が居住する市内の住宅に設置していること。
- (4) 本申請（請求）の審査に対し、補助対象者及び補助対象者の世帯に属する全ての者の住民基本台帳（記録情報）及び市税等の納付状況を調査することについて承諾していること。
- (5) 補助対象者及び補助対象者の世帯に属する全ての者が、令和6年度に補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象者及び補助対象者の世帯に属する全ての者が、その他国又は地方公共団体等の公的機関が実施する省エネ家電買換補助制度等による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 市内の店舗等で買い換えの目的で購入するものとし設置は、令和7年6月1日から令和8年1月16日までとすること。
- (8) 既存機器は、家電リサイクル法に基づき、適正に処分していること。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助対象者は、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和7年6月1日から令和8年1月16日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し及び補助対象経費の内訳がわかる書類（購入日、補助対象機器の製品名（型番）及び市内販売店名が記載されているもの）
- (2) 製造事業者が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）のうち排出者控えの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超える

ときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったとき（郵送の場合当日消印有効）は、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付可否を決定し、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付決定・交付額確定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、不相当と認めたときは、交付しない理由を付して、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象機器について、その設置が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年経過する日までの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を処分する必要があるときは、あらかじめ、三郷市省エネ家電買換促進補助金に係る処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が、前条の規定に違反した場合
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合
- (3) その他不相当と認められる事実があった場合

（状況報告等）

第10条 市長は、補助事業者に対し、省エネ機器等に関する調査の協力を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（この要綱の失効）

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後

も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 7 日から施行する。